

は毎月一日、十一日及び二十一日の三日に文拂はれ居たるに、十月一日より十日迄の貸銀を同月十六日に至るも文拂はざりしに由る。

十一、要求並に解決状況

従業員側に在りては同所在社愛敬山川文部常任幹事菊池勇に懸  
接を求め十七日勅代衣五名が机管局と會見して、  
小拂貸銀即時文拂ふこと  
の要求をなし貸銀の文拂ひを受くる迄休業するとて一齊罷業に  
入つたのである。  
依つて本坑側において福岡市に神戸市在社の坑主に對し送金力  
打促したるに、十八日午後彼坑主より十九日勅外坑する旨の通知  
あり、従業員側は罷業の儘坑主の來着を待つこととなつたので  
ある。

前して坑主は翌十九日勅豫定の時刻に來坑し、同日午後従業員  
全部を招致して未拂貸銀（總額七百九十拾圓五錢）の文拂をな  
したので、勅料を見ずに解決し翌二十日より一齊に罷業せり。